

福山市告示第561号

2020年（令和2年）5月28日付け福山市告示第372号（建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定）の一部を次のように変更し、2024年（令和6年）1月1日から施行します。

2023年（令和5年）10月18日

福山市長 枝 広 直 幹

2 中間検査を行う期間

変更前 2021年（令和3年）1月1日から
 2023年（令和5年）12月31日まで

変更後 2021年（令和3年）1月1日から
 2026年（令和8年）12月31日まで